平成２６年（フ）第２９号
静岡市駿河区丸子６丁目５番25号、住民票上の住所静岡市葵区田町２丁目28番地
債務者　中井澤達也
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
広島県府中市阿字町1698番地
債務者　前田　公平
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３４号
神奈川県茅ヶ崎市高田３丁目６番12号
債務者　川村　祥三
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉村　文規
4　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
静岡市清水区江尻台町８番20号
債務者　富田二三子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
群馬県渋川市渋川3819番地７　木村アパート
債務者　山口　芳江
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　　温
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
千葉県佐倉市王子台３丁目９番地16
債務者　小池　春美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙塚　真希
4　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１号
静岡県富士市吉原３―10―５、住民票上の住所静岡県富士市吉原５丁目１番１―616号　エンゼルハイム吉原
債務者　神尾　重正
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　雅世
4　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３号
北海道広尾郡広尾町本通９丁目１番地
債務者　岸田　成示
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　和義
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月29日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
岐阜県郡上市八幡町小野123番地１
債務者　髙垣　敏雄
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
岐阜県郡上市八幡町小野123番地１
債務者　髙垣惠美子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
岐阜県関市春里町３丁目１番36―401号、前住所岐阜県郡上市八幡町小野123番地１
債務者　髙垣　賢一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８２号
兵庫県三木市緑が丘町東１丁目２番地の25
債務者　川上　幸治
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４１号
神戸市西区長畑町２番地の７　吉川ハイツ202号、前住所神戸市北区西大池１丁目11番25―201号
債務者　大西　元貴
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天18番地５
債務者　中西　計治
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係